



舞鶴市学校規模適正化ビジョン

令和7年10月

舞鶴市教育委員会



目 次

I 学校規模適正化ビジョンの策定に当たって

- 1 はじめに 1
- 2 ビジョン策定の趣旨 1

II 小・中学校の現状と課題

- 1 小・中学校の位置図 2
- 2 本市の人口推移と予測 2
- 3 児童生徒数の推移と予測 3
- 4 小・中学校の規模 4
 - (1) 1 学年当たりの学級数の基準と現状
 - (2) 1 学級当たりの児童生徒数の基準
- 5 学校規模による課題と児童生徒に与える影響 5
 - (1) 学級数や学級当たりの児童生徒数が少ないことによる学校運営上の課題
 - (2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題
 - (3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響
- 6 学校施設の現状等 6
 - (1) 学校施設の老朽化の進行
 - (2) 学校施設の建築経過年数等
 - (3) 学校施設整備費の増大
 - (4) 学校施設の計画的な整備の考え方

III 本市が目指す望ましい教育環境の考え方

- 1 現状 10
- 2 学校規模の適正化・適正配置の基本的な考え方 10
- 3 通学手段の確保 11

IV 本市における学校の適正規模・適正配置の基準

- 1 適正規模の基準 11
- 2 適正配置の基準 11

V 本市における学校規模の適正化・適正配置基本方針

- 1 基本方針 12
- 2 基本的な合意形成の取組と進め方 12
- 3 配慮すべき事項 13
- 4 閉校となる学校施設・跡地利用について 13
- 5 将来の教育環境～令和 27 年（2045）～ 14
- 6 学校規模適正化へのロードマップ 15

I 学校規模適正化ビジョンの策定に当たって

1 はじめに

本市の小・中学校の児童生徒数は、平成 17（2005）年度には 8,050 人であったところから、平成 27（2015）年度には 7,113 人、令和 7（2025）年度には 5,395 人となり、20 年前との比較では約 33%減、10 年前との比較では約 24%減と大きく減少しています。

児童生徒数の減少に伴い、小・中学校の小規模化が進行し、全ての学年が 1 学級の小・中学校や、複式学級の編制を行う小学校が生じています。

今後も児童生徒数の減少傾向が続く見通しであり、特に小学校では更なる小規模化が見込まれています。

学校の小規模化は、児童生徒一人ひとりに目が行き届き、個々に即した学習や生徒指導等ができるなどのメリットがある一方、集団生活の中で学級活動や学校行事等を行う機会が限定されるため、児童生徒間の交流相手が限定され、多様な考えに触れる機会が少なくなることや、コミュニケーション能力や社会性を育むという面で学校教育活動に影響を及ぼすことが懸念されています。

小・中学校においては、児童生徒の知識や技能の習得に加え、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質を引き出し能力を高めていくことが大切です。そのためには、一定の児童生徒の集団規模を確保し、その規模に見合った教職員を配置するなど、望ましい学校規模を確保することが重要です。

2 ビジョン策定の趣旨

本市では、平成 27（2015）年に第 1 次舞鶴市教育振興大綱を策定して以来、現在の第 3 次舞鶴市教育振興大綱に至るまで「育てたい子ども像」に「ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども」を設定し、教育施策を展開してきました。

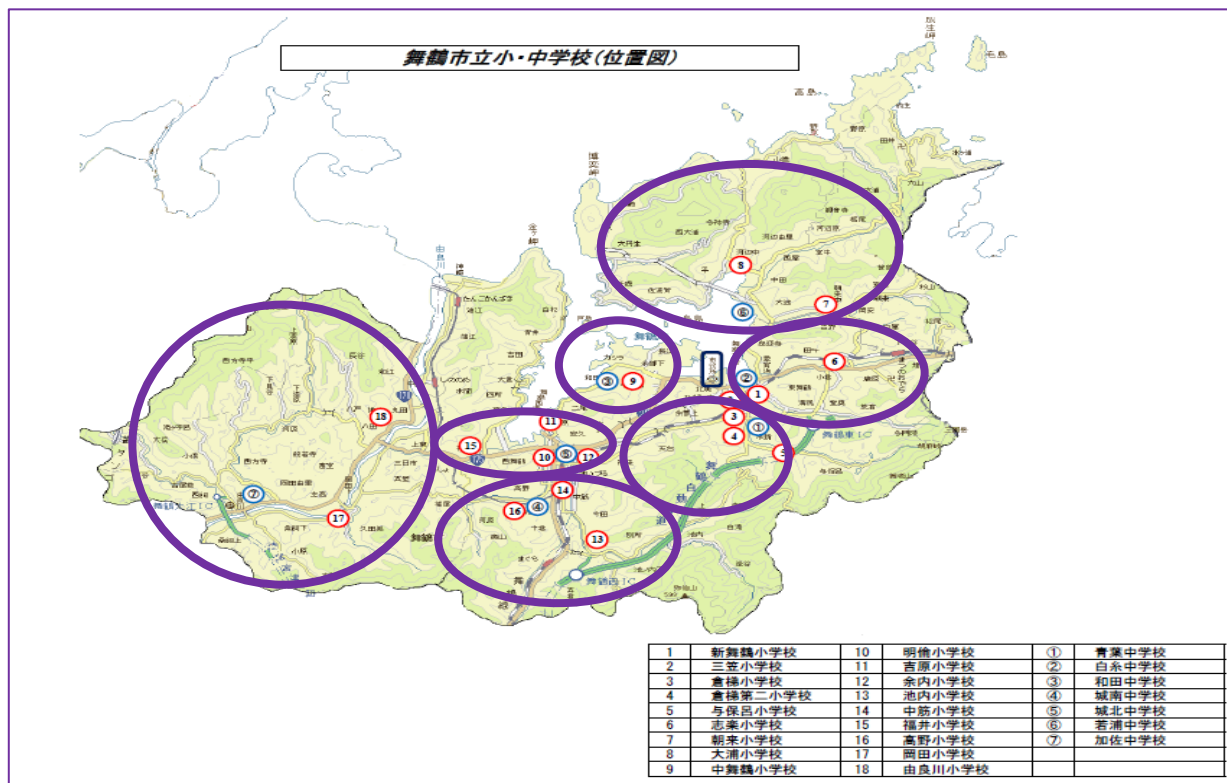
児童生徒の減少による小・中学校の小規模化や G I G A スクール構想による学校の I C T 化など子どもたちを取り巻く環境が急速に変化している中、教育環境の更なる充実を図るため、令和 3（2021）年度に『舞鶴市教育環境あり方懇話会』を設置し、学識経験者をはじめ、保護者や地域の代表、学校関係者等の皆様から幅広い意見を聴取しました。

今般、懇話会における皆様のご意見を踏まえ、「舞鶴の子どもたちのために」をコンセプトに「より教育効果を上げていくための教育環境のあり方」と「子どもたちにとってより良い学校教育を実現するために市として取り組むべきこと」を示した『舞鶴市学校規模適正化ビジョン』を作成しました。

本ビジョンを、将来に向けて魅力ある学校づくりを進めるための指針と位置付け、新たな教育施策の展開や教育環境の充実等に取り組みます。

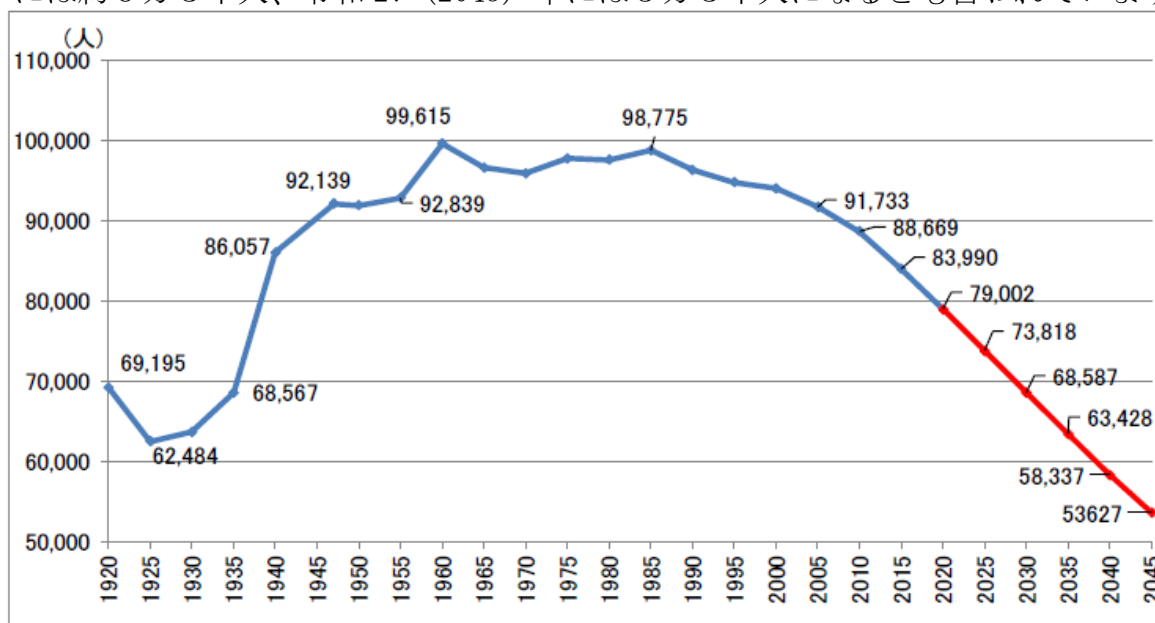
Ⅱ 小・中学校の現状と課題

1 立小・中学校の位置図



2 本市の人口の推移と予測

本市の人口は昭和 35（1960）年の 9 万 9,615 人をピークに、昭和 60 年（1985）からは徐々に減少し、令和 2（2020）年では 8 万 3,336 人となっています。また、1 年間に生まれてくる子どもの数は、以前はおおむね 700～800 人で推移していましたが、近年では 500 人前後まで減少しています。このままいけば、本市の人口は、令和 17（2035）年には約 6 万 3 千人、令和 27（2045）年には 5 万 3 千人になるとも言われています。



※ 1. 舞鶴市人口ビジョン（令和 2 年 3 月）から抜粋

2. グラフにおける 2020（令和 2）年以降の数値は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値。本文中の実績値とは一致しない。

3. 2 を除く人口は、国勢調査人口（各年 10 月 1 日現在）

3 小・中学校の児童生徒数の推移と予測

本市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 32（1957）年度の 2 万 1,398 人をピークに減少し、令和 7（2025）年度では 5,395 人となっています。また、近年の少子化の進行により、令和 12（2030）年度に約 4,700 人、令和 27（2045）年度に約 3,600 人になると予測しています。

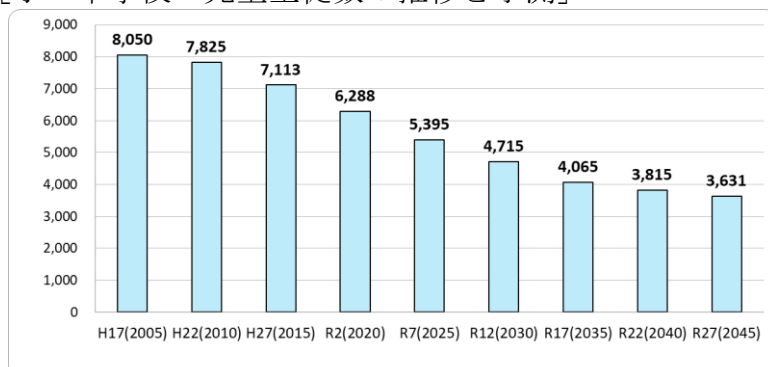
令和 7（2025）年度 5,395 人	➡	令和 27（2045）年度 3,631 人（1,764 人減・32.7%減）
・小学校 3,527 人	➡	2,401 人（1,126 人減・31.9%減）
・中学校 1,868 人	➡	1,230 人（638 人減・34.2%減）

●学校別の児童生徒数の今後の予測 令和 7（2025）～令和 27（2045）

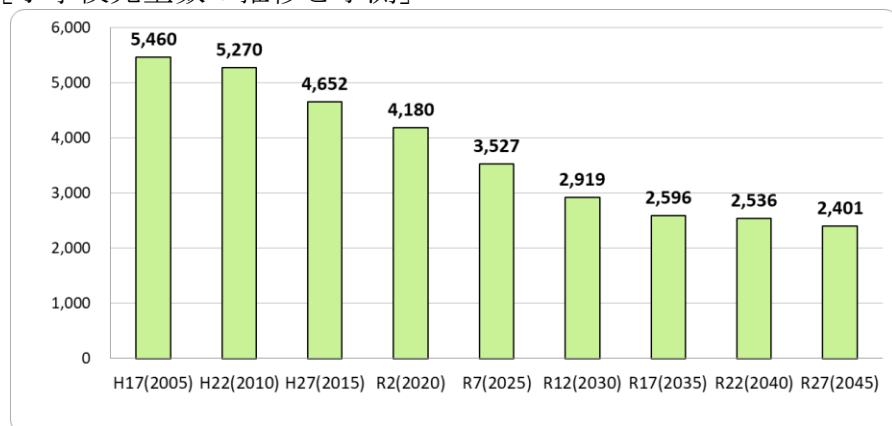
中学校区	学校名	項目	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	R21 (2039)	R22 (2040)	R23 (2041)	R24 (2042)	R25 (2043)	R26 (2044)	R27 (2045)
青葉	青葉中	生徒数	462	482	464	455	430	429	393	404	387	408	389	361	326	326	324	325	322	318	316	313	312
	三笠小	児童数	123	132	131	125	129	114	110	99	89	85	79	82	83	83	82	81	80	80	79	78	77
	倉梯小	児童数	391	386	372	364	350	328	305	295	292	271	268	259	267	265	264	262	260	258	255	252	248
	倉梯第二小	児童数	216	223	225	226	229	225	234	234	230	226	230	229	224	222	220	219	218	215	213	210	207
	与保呂小	児童数	92	93	88	86	85	81	85	81	83	85	88	90	85	84	83	83	83	82	81	80	79
白糸	白糸中	生徒数	435	457	459	446	406	358	384	385	390	337	325	312	285	280	273	283	281	278	276	274	272
	新舞鶴小	児童数	502	496	474	468	467	470	450	445	442	436	433	425	430	427	425	422	420	416	411	405	398
	志染小	児童数	249	241	220	199	189	178	172	154	149	144	140	138	141	140	139	138	138	137	135	134	132
和田	和田中	生徒数	88	103	115	125	98	104	94	92	68	70	68	72	69	75	73	70	69	68	68	68	68
	中舞鶴小	児童数	195	190	172	164	160	140	139	141	146	142	147	144	141	140	139	138	138	137	135	134	132
城南	城南中	生徒数	382	440	426	425	409	400	382	364	351	322	311	281	260	252	251	257	255	252	251	249	248
	池内小	児童数	47	42	37	34	36	27	28	29	29	28	30	28	28	28	27	27	27	27	27	26	25
	中筋小	児童数	633	624	612	573	551	525	488	472	460	457	452	444	449	445	442	440	438	434	429	423	417
	高野小	児童数	108	107	102	97	88	80	66	57	50	44	40	41	42	42	41	41	40	40	40	39	39
城北	城北中	生徒数	368	400	390	408	375	380	353	355	333	301	310	281	291	283	292	288	285	283	282	280	278
	明倫小	児童数	268	275	266	245	248	229	230	231	233	242	240	242	239	238	237	236	235	233	230	226	223
	吉原小	児童数	29	27	24	23	22	19	22	20	20	18	19	20	19	19	20	20	19	19	19	19	18
	余内小	児童数	333	328	328	295	314	298	276	271	267	276	266	269	270	268	266	265	264	261	258	254	250
	福井小	児童数	104	100	95	91	82	68	64	65	60	56	57	58	55	54	54	54	54	54	54	53	52
若浦	若浦中	生徒数	84	80	80	71	78	74	69	53	59	47	44	39	40	40	39	40	39	39	38	38	38
	朝来小	児童数	106	102	95	83	66	62	52	47	44	45	44	45	45	44	44	44	44	43	42	42	41
	大浦小	児童数	42	39	38	33	31	36	35	36	35	36	37	35	36	36	36	36	35	35	34	34	34
加佐	加佐中	生徒数	49	55	52	54	55	51	42	31	22	22	22	17	16	14	16	16	15	15	15	15	14
	岡田小	児童数	52	54	46	42	35	23	23	21	20	19	17	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	由良川小	児童数	37	32	27	22	18	16	15	14	12	12	11	11	12	12	12	12	12	12	11	11	11
	小学校計	児童数	3,527	3,491	3,352	3,170	3,100	2,919	2,794	2,712	2,661	2,623	2,596	2,581	2,584	2,565	2,550	2,536	2,523	2,501	2,471	2,438	2,401
	中学校計	生徒数	1,868	2,017	1,986	1,984	1,851	1,796	1,717	1,684	1,610	1,507	1,469	1,363	1,287	1,270	1,268	1,279	1,266	1,253	1,246	1,237	1,230

- ◆令和 7 実績… 5 月 1 日現在 学校基本調査から
- ◆令和 8～13 年度(小)・19(中)推計…令和 7 年 5 月住基データから
- ◆令和 14 年度以降の推計(小) …国立社会保障・人口問題研究所による舞鶴市の将来推計人口を基に各年度における児童数を推計し、令和 11～13 年度の 3 年間における各校の 1 年生の割合を用いて各校に按分し算出
- ◆令和 20 年度以降の推計(中) …国立社会保障・人口問題研究所による舞鶴市の将来推計人口を基に各年度における生徒数を推計し、令和 17～19 年度の 3 年間における各校の 1 年生の割合を用いて各校に按分し算出

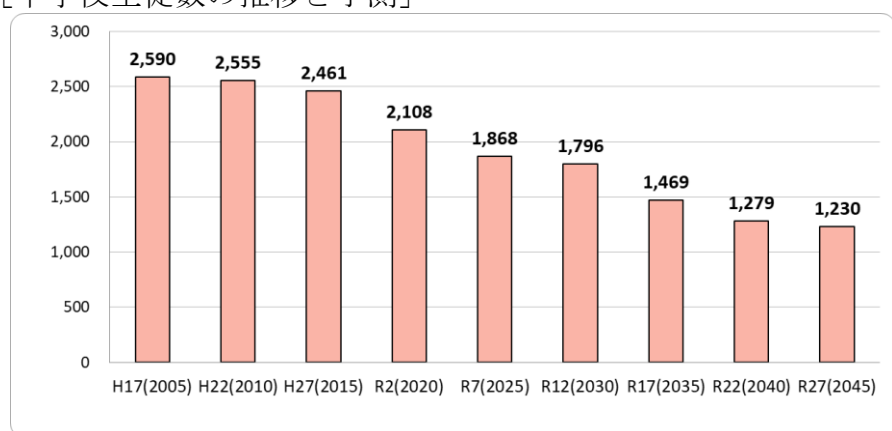
[小・中学校 児童生徒数の推移と予測]



[小学校児童数の推移と予測]



[中学校生徒数の推移と予測]



4 小・中学校の規模

(1) 規模別の特徴と現状

①小学校（全 18 校）

令和 7（2025）年 5 月 1 日時点

規模別	学級数	特記事項	学校名
小規模校	1～5	・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある	大浦、吉原 池内、由良川
	6	・複式学級はないが、クラス替えができない規模	三笠、与保呂 朝来、福井 高野、岡田
	7～8	・おおむね 1 つまたは 2 つの学年しかクラス替えができない規模	中舞鶴
	9～11	・半分以上の学年でクラス替えができる規模	倉梯第二 志楽、明倫
標準規模校	12～18	・各学年 2～3 学級の編制、全学年でクラス替え可能 ・学習活動の特性に応じた集団が編制できる ・同学年に複数の教職員を配置できる	新舞鶴、倉梯 余内
	19～24	・各学年の学級数がやや多く、教育課程の編制、実施に際し配慮を要する規模	中筋

◆複式学級設置校（令和 8 年度以降は見込み）

令和 7	(2025)	年度	大浦、吉原、池内、由良川
令和 8	(2026)	年度	大浦、吉原、池内、由良川
令和 9・10	(2027・2028)	年度	大浦、吉原、池内、由良川、岡田

②中学校（全 7 校）

令和 7（2025）年 5 月 1 日時点

規模別	学級数	特記事項	学校名
小規模校	1～2	・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある	
	3	・複式学級はないが、クラス替えができない規模	和田、若浦 加佐
	4～5	・クラス替えができる学年が少ない規模	
	6～8	・全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	
	9～11	・全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模 ・全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、学校全体で 9 学級（各学年 3 学級）以上であることが望ましい	
標準規模校	12～18	・各学年 4～6 学級の編制、全学年でクラス替えが可能	青葉、白糸 城南、城北

（注 1）上表（①小学校・②中学校）の規模別分類は、学校教育法施行規則 41 条・79 条及び文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」による。

（注 2）上表（①小学校・②中学校）の学級数には、特別支援学級数は含めていない。

(2) 1 学級当たりの児童生徒数の基準

	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（文部科学省）	京都式少人数教育（京都府教育委員会）
小学校	1～6 年生 1 学級 35 人	1～2 年生 1 学級 35 人 3～6 年生 1 学級 30 人程度
中学校	1～3 年生 1 学級 40 人	1～3 年生 1 学級 40 人

5 学校規模による課題と児童生徒に与える影響

(1) 学級数や学級当たりの児童生徒数が少ないことによる学校運営上の課題

下記について顕在化することが懸念されます。

- ・クラス替えが全部、または一部の学年でできない。
- ・児童生徒の男女比に偏りが生じやすい。
- ・複式学級の場合、兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。
- ・集団の中で、児童生徒間の交流相手が限定され、多様な考えに触れたり、学習の場面で多面的に考えながら議論することが難しいなど、切磋琢磨する教育活動が少なくなりやすい。また、活発な話し合いがなされにくい。
- ・人間関係が深まりやすくなる反面、固定化しやすくなる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・加配教職員なしでは、習熟度別指導等クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ・小学校クラブ活動や中学校部活動の種類が限定される。

- ・運動会・文化祭等の集団活動や行事、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。等

(2) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることによって、配置される教職員数が少なくなるため、下記のような課題が顕在化し、教育活動に大きな制約が生じる可能性があります。

- ・経験年数、専門性、男女比等、バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる。
- ・教職員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり教職員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になる可能性がある。
- ・児童生徒と教職員との人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ・児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある。
- ・多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ・チーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な手法をとることが困難となる。
- ・教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ・平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる。
- ・教職員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がされにくい。
- ・中学校においては、教科等におけるバランスのとれた配置も難しくなる。等

(3) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響

前述(1)(2)は、学級数や一学級当たりの児童生徒数、教職員数が少ないことにより起こりうる学校運営上の課題です。これらの課題が実際に生じるかどうかは、児童生徒の状況や教育課程・指導方法の工夫の状況など、各学校における対応や諸条件等によって変わりますが、前述(1)(2)のような課題が生じた場合、児童生徒には、以下のような影響を与える可能性があります。

- ・集団の中で自己主張したり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ・児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ・進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ・教職員への依存心が強まる可能性がある。
- ・協働的な学びの実現が困難となる。等

6 学校施設の現状等

(1) 学校施設の老朽化の進行

本市には、小学校 18 校、中学校 7 校の計 25 校、建物総数 105 棟の学校施設があり、その内、全体の 86.7% (91 棟) が築 30 年以上、全体の 61% (64 棟) が築 40 年以上の建物です。多くの施設で老朽化が進んでおり、更新時期を迎えつつあります。

(2) 学校施設の建築経過年数等

①小学校 18校

令和6（2024）年3月31日時点

番号	学校名	建物名	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
1	新舞鶴	校舎1	3	1,033	昭和43（1968）	55
		校舎2	3	3,070	昭和52（1977）	46
		校舎3	3	1,606	昭和28（1953）	70
		校舎4	3	650	昭和33（1958）	65
		体育館	2	2,361	昭和58（1983）	40
		給食室	1	296	平成12（2000）	23
2	三笠	校舎1	3	2,364	昭和33（1958）	65
		校舎2	3	1,000	昭和60（1985）	38
		体育館	1	760	昭和51（1976）	47
3	倉梯	校舎1	3	1,674	昭和33（1958）	65
		校舎2	3	1,087	昭和42（1967）	56
		校舎3	3	738	昭和46（1971）	52
		校舎4	4	1,050	昭和55（1980）	43
		校舎5	3	1,451	昭和59（1984）	39
		体育館	2	1,378	昭和60（1985）	38
		給食室	1	241	昭和55（1980）	43
4	倉梯第二	校舎1	3	1,852	昭和49（1974）	49
		校舎2	3	1,699	昭和49（1974）	49
		校舎3	3	516	昭和54（1979）	44
		体育館	1	805	昭和49（1974）	49
		給食室	1	33	平成14（2002）	21
5	与保呂	校舎1	3	782	昭和40（1965）	58
		校舎2	3	962	昭和50（1975）	48
		校舎3	2	763	昭和62（1987）	36
		体育館	1	610	昭和52（1977）	46
		給食室	1	119	昭和54（1979）	44
6	志楽	校舎1	3	1,454	昭和51（1976）	47
		校舎2	3	1,141	昭和62（1987）	36
		校舎3	2	197	平成27（2015）	8
		体育館	1	865	平成2（1990）	33
		給食室	1	48	昭和51（1976）	47
7	朝来	校舎1	2	368	昭和41（1966）	57
		校舎2	3	2,423	昭和53（1978）	45
		体育館	1	843	昭和58（1983）	40
		給食室	1	45	平成21（2009）	14
8	大浦	校舎1	3	1,910	昭和61（1986）	37
		体育館	1	802	昭和61（1986）	37
9	中舞鶴	校舎1	3	521	昭和50（1975）	48
		校舎2	3	1,591	昭和58（1983）	40
		校舎3	3	2,749	昭和63（1988）	35

		体育館	1	1,033	平成4 (1992)	31
		給食室	1	200	昭和59 (1984)	39
10	明倫	校舎1	4	6,384	昭和57 (1982)	41
		体育館	2	1,260	昭和57 (1982)	41
11	吉原	校舎1	4	1,534	昭和53 (1978)	45
		体育館	1	486	昭和53 (1978)	45
		給食室	1	53	昭和53 (1978)	45
12	余内	校舎1	3	1,617	昭和41 (1966)	57
		校舎2	3	1,729	昭和50 (1975)	48
		校舎3	3	596	昭和58 (1983)	40
		校舎4	2	665	昭和63 (1988)	35
		体育館	1	760	昭和52 (1977)	46
		給食室	1	243	平成11 (1999)	24
13	池内	校舎1	3	735	昭和41 (1966)	57
		校舎2	3	524	昭和54 (1979)	44
		校舎3	2	619	昭和63 (1988)	35
		体育館	1	797	平成2 (1990)	33
		給食室	1	98	昭和40 (1965)	58
14	中筋	校舎1	2	442	昭和40 (1965)	58
		校舎2	3	1,081	昭和49 (1974)	49
		校舎3	4	1,948	昭和54 (1979)	44
		校舎4	2	639	昭和63 (1988)	35
		校舎5	4	1,166	平成15 (2003)	20
		体育館	1	760	昭和51 (1976)	47
		給食室	1	302	平成20 (2008)	15
15	福井	校舎1	3	1,930	平成1 (1989)	34
		体育館	1	593	昭和55 (1980)	43
		給食室	1	127	昭和50 (1975)	48
16	高野	校舎1	3	2,072	昭和59 (1984)	39
		校舎2	2	802	平成16 (2004)	19
		体育館	1	799	昭和58 (1983)	40
17	岡田	校舎1	2	322	昭和50 (1975)	48
		校舎2	3	1,283	昭和62 (1987)	36
		体育館	1	612	昭和61 (1986)	37
		給食室	1	50	平成23 (2011)	12
18	由良川	校舎1	3	1,291	昭和52 (1977)	46
		校舎2	3	292	平成6 (1994)	29
		体育館	1	588	昭和53 (1978)	45
		給食室	1	139	昭和54 (1979)	44

小計 79 棟（築 30 年以上 : 69 施設 87.3%、築 40 年以上 : 50 棟 63.3%、）

②中学校 7校

令和6（2024）年3月31日時点

番号	学校名	建物名	階数	延床面積 (㎡)	建築年度	経過年数
1	青葉	校舎1	3	1,061	昭和44（1969）	54
		校舎2	4	2,525	昭和45（1970）	53
		校舎3	3	747	昭和54（1979）	44
		校舎4	4	2,716	昭和58（1983）	40
		体育館	1	1,056	昭和52（1977）	46
		体育館	1	670	昭和38（1985）	38
2	白糸	校舎1	4	8,163	平成22（2010）	13
3	和田	校舎1	3	1,878	昭和56（1981）	42
		校舎2	3	1,843	昭和61（1986）	37
		体育館	1	1,056	昭和54（1979）	44
4	城南	校舎1	4	2,113	昭和56（1981）	42
		校舎2	4	2,937	昭和62（1987）	36
		校舎3	1	162	昭和62（1987）	36
		体育館	1	1,092	昭和52（1977）	46
		武道場	1	381	平成23（2011）	12
		配膳室	1	97	平成26（2014）	9
5	城北	校舎1	4	4,622	昭和52（1977）	46
		校舎2	3	792	昭和58（1983）	40
		体育館	2	1,477	昭和61（1986）	37
		配膳室	1	81	平成26（2014）	9
6	若浦	校舎1	3	3,328	昭和57（1982）	41
		体育館	1	1,066	昭和57（1982）	41
		寄宿舍	1	100	昭和60（1985）	38
7	加佐	校舎1	3	1,183	昭和40（1965）	58
		校舎2	3	985	昭和60（1985）	38
		体育館	1	854	昭和60（1985）	38

小計 26棟（築30年以上：22棟84.6%、築40年以上：14棟53.8%）

(3) 学校施設整備費の増大

令和2（2020）年度に策定した『舞鶴市学校施設長寿命化計画』における学校施設整備費（維持修繕費※1含む）の試算では、既存の学校施設の維持・更新費用の総額は、長寿命化改修型※2の整備であっても498億円が必要となっています。

各学校施設を活用していくためには、長寿命化改修に早期に着手していく必要があります。

※1 維持修繕：劣化した建物等の部分を既存のものと概ね同じ位置に同じ材料、形状、寸法で原状回復すること

※2 長寿命化改修：建物の物理的な不具合を直し耐久性を高める、機能や性能を水準まで引き上げる改修

【小・中学校 施設整備費の推移】

（単位：千円、各年度決算ベース）

	平成30 (2017)	令和元 (2018)	令和2 (2019)	令和3 (2020)	令和4 (2021)	令和5 (2022)
整備費	109,377	231,240	472,692	223,789	111,558	542,464

(4) 学校施設の計画的な整備の考え方

学校施設の整備については、児童生徒等の安全性の確保を最優先としつつ、建物の状態や老朽化対策の緊急度等に加え、学校の位置付け（将来の児童生徒数を見据えた学校規模の適正化や適正配置）や財政状況も勘案しながら進めていきます。

Ⅲ 本市が目指す望ましい教育環境の考え方

1 現状

文部科学省は、12 学級から 18 学級の学級数を学校規模の標準と位置付けていますが、本市において学校規模の標準を満たす小学校は、18 校のうち 3 校（新舞鶴小・倉梯小・余内小）で、中学校は、7 校のうち 4 校（青葉中・白糸中・城南中・城北中）です。

なお、現在、小学校 4 校（大浦小・吉原小・池内小・由良川小）が複式学級を編成しており、令和 9（2027）年度には、さらに 1 校（岡田小）増えて 5 校になることが想定されています。

2 学校規模の適正化・適正配置の基本的な考え方

このため、小・中学校では、単に各教科の学習内容を身に付けさせるだけでなく、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革に取り組み、児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合う中で、思考力、判断力、表現力、問題解決能力などを磨いていく必要があります。

また、学級編制によって新しい人間関係を築く中で、コミュニケーション能力の向上を図るとともに、社会性や規範意識について学べるような配慮も大切です。

このような教育を行っていくためには、児童生徒が一定規模の集団生活の中で活気に満ちた学校生活を送ることができる学校規模が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望まれます。

これらのことを踏まえ、本市における学校規模の適正化・適正配置のための基本的な考え方は、以下のとおりとします。

【学校規模の適正化・適正配置のための基本的な考え方】

- (1) クラス替えが可能となる規模であること。クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができること。
- (2) 集団の中で、児童生徒間の交流ができ、多様な考えや価値観に触れ、学習の場面で多面的に考え議論することができる、切磋琢磨する教育活動等ができること。
- (3) 児童生徒同士や児童生徒と教職員との幅広い人間関係づくりが可能になる学級編制ができること。
- (4) 支援が必要な児童生徒へのきめ細かな指導ができるクラスの編成が可能であること。
- (5) 学校の児童会・生徒会活動を選択でき、また、学級内で班活動、グループ分けができること。
- (6) 子どもたちの学習意欲の高揚に繋がるよう、学級の枠を超えて編成した集団での学びの機会の確保や、学年内での教職員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができること。
- (7) 運動会・文化祭等の集団活動・行事、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施ができること。

また、小・中学校は、児童生徒の教育のための施設であることに加え、地域コミュニティの拠点としての性格を有し、地域の交流の場や非常災害時における避難所など様々な機能を併せ持っています。

こうした学校が持つ多様な機能にも留意し、学校に通学する児童生徒やその保護者はもとより、将来入学する就学前の子どもの保護者や地域住民の声も大切にし、関係者の十分な理解と協力を得る中で、「地域とともにある学校づくり」の視点を持ちながら取組を進めていくことが必要です。

なお、学校が置かれた状況は様々であることから、施設一体型小中一貫校や小規模特認校制度など様々な選択肢についても研究する必要があります。

3 通学手段の確保

学校統合による通学区域の拡大に伴い遠距離通学の地域が生じることから、負担や安全面を考慮し、児童生徒の教育面に不利益が生じないよう適切な措置を講じる必要があります。

遠距離通学の生徒に対し、現在、市では公共交通機関の定期券購入の支援やスクールバスの運行等により通学手段の確保を行っており、学校統合により新たに遠距離通学となる児童生徒には、通学手段の確保策を講じます。

＜児童生徒の通学負担面や安全面を考慮した視点＞

小・中学校の統合により次に掲げる通学距離を超える場合には、公共交通機関の利用助成やスクールバスの利用など、通学手段の確保策を講じます。

- (1) 小学校 片道通学距離が3キロメートルを超える場合
- (2) 中学校 片道通学距離が4キロメートルを超える場合

なお、通学距離が上記(1)(2)に満たない場合であっても、児童生徒の発達段階や体力面、また、地理的条件や交通等の安全確保など、様々な事情を勘案し、通学の支援や通学手段の確保を検討・調整します。

IV 本市における学校の適正規模・適正配置の基準

1 適正規模の基準

「学校規模の適正化・適正配置のための基本的な考え方」を踏まえ、小・中学校ともに「全学年が2学級以上で、クラス替えが可能な規模」を「学校運営上望ましい規模」とします。

2 適正配置の基準

文部科学省の基準に準拠し、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内とします。

また、通学時間については、適切な交通手段の確保と、遠距離通学や長時間通学によるデメリットの一定程度解消を前提に、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、地域の実情や児童生徒の実態等に応じて、その適否も含めた判断を行うこととします。

V 本市における学校規模の適正化・適正配置基本方針

令和 27（2045）年度における小・中学校の姿を見据え、「舞鶴の子どもたちのために」をコンセプトに、多様な児童生徒一人ひとりを大切にし、全ての子どもたちが夢や希望を持ち、未来に向かって力強く、たくましく、生き生き学ぶことができるような学校教育環境づくりを進めるための基本方針を下記のとおり定めます。

1 基本方針

- (1) 児童生徒数の減少をはじめ、小規模校における集団の固定化や中学校進学時に大きな集団に合流する子どもたちの心理的負担の現状を踏まえながら、小学校同士、中学校同士の統合を段階的に進めます。
- (2) 複式学級の解消を優先的に進め、1 学校について、小・中学校ともに 1 学年あたり 2 学級以上で、クラス替えが可能な規模を目指します。
- (3) 学校統合にあたっては、児童生徒の通学路の安全面や通学時間の負担面に配慮するとともに、地理的条件や道路交通事情等を考慮し、安心・安全な通学路の設定や通学手段の方策を講じます。
- (4) 小学校は、「小中一貫教育」の対象区域である、現在の中学校区内での統合を基本とします。ただし、通学時間、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し、保護者や地域住民等関係者の合意が得られる場合は、基本的な対応以外についても検討することとします。
- (5) 児童生徒数の多い学校施設の使用や学校敷地の広さ等の状況を踏まえて、基本的に既存の学校施設及び敷地を可能な限り有効活用します。
- (6) 施設一体型等の小中一貫校の新設や統合後の新たな学校の設置などについても、教育充実の観点、学校施設の維持管理面や地域コミュニティ等の事情を総合的に勘案し検討することとします。
- (7) 適正規模化を進めることが困難な 1 小学校 1 中学校の校区や、学校統合後においても小規模の小中一貫校では、集団が 9 年間固定することに留意し、ICT を活用したオンライン授業等、小規模校のデメリットを最小化する取組を検討します。
- (8) 既存学校施設を活用する場合は、老朽化対策（校舎や体育館等の長寿命化改修や屋根・外壁等の大規模改修、電気・水道等の設備改修等）を優先して整備に取り組みます。
- (9) 保護者や地域住民、学校関係者の理解と協力が得られるよう、意見やニーズ等を聴取するため、説明会や意見交換会の開催、また、通学手段の確保等の各種支援策を提案するなど、丁寧な合意形成に努めます。

2 基本的な合意形成の取組と進め方

学校規模の適正化・適正配置を進めるためには、保護者や地域住民、学校関係者の理解と協力が必要です。子どもたちにどのような学びの環境を残していくのか、子どもたちがどのような学びの環境を求めているのかなど、学校のあり方について、保護者や地域住民に、将来に向けたより良い教育環境づくりの視点で主体的に考えていただけるよう適切な情報提供やニーズの聴取、意見交換ができる場の設定を行い、取組を進めます。

基本的な合意形成の進め方

- (1) 対象校の保護者・地域住民説明会や意見交換会等を開催します。
- (2) 対象校の児童生徒の保護者はもとより、就学前の子どもの保護者や自治会、地域子育て支援協議会、学校関係者等と連携した「(仮称)学校のあり方を考える検討会」を設置し、関係者との対話を通じて課題やニーズの整理、対応策の検討を進め、基本的な合意形成を図ります。
基本合意に基づき、具体的なスケジュールや進め方を示し、最終的な合意形成を図るとともに、児童生徒や関係者への丁寧な説明・周知を行います。学校や地域の実情を踏まえて、具体的な進め方や施設改修の必要性等を検討し、実施時期を定め、児童生徒や学校関係者への説明・周知を丁寧に行うなど、最終合意形成を図ります。
- (3) 最終合意を経て、施設の改修や校名、校歌、校章等に関する調整など、学校規模の適正化に向けて必要な準備を進めます。

3 配慮すべき事項

- (1) 学校規模の適正化・適正配置を進めるに当たっては、保護者や地域住民、学校・教員の意見を聞きながら、理解と協力を得て取り組むことが重要であり、地域と連携した「(仮称)学校のあり方を考える検討会」を通して、学校のあり方について共通認識を図ります。
- (2) 学校の再編は、就学前の子どもの保護者の居住地選択に大きな影響があるため、地域住民の理解のもと、計画的な取組と広報・周知に努めます。
- (3) 再編後の学校では、新たな校区全体の特色ある歴史や文化、自然等を学ぶことにより郷土愛の醸成を図り、ふるさとに誇りを持つ心を育む教育を推進します。
- (4) 再編に伴う児童生徒の心理的な負担が生じないように、対象校の児童生徒同士が学校行事や授業を通じて交流できる機会を積極的に設定します。
- (5) 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針等について、対象校間が相互に調整します。
- (6) 児童生徒が安心して通学できるよう、通学路の現地確認や安全対策の措置を行うとともに、必要に応じて、警察署や道路管理者等と調整を図り、対策を講じるなど安全確保に努めます。
- (7) 再編前の学校の教育方針や教育実績などが、再編後の学校においても継承されるよう十分配慮します。
- (8) 再編後の学校が円滑に運営できるよう必要な支援を行います。

4 閉校となる学校施設・跡地利用

閉校となる学校施設や跡地は公共財産であり、市民の財産として有効に活用しなければいけません。閉校施設の維持管理には市民負担が伴うことについて十分に留意し、施設の今後のあり方について、地域とともに検討してまいります。

5 規模別の特徴と令和 27（2045）年の見込み

(1) 小学校

全 18 校のうち、小規模校に属する 14 小学校について、統合を見据えた適正規模化を検討し、複式学級が見込まれる学級数 1～5 の 7 小学校について優先的に取り組みます。※□囲みは、複式学級を設置している又は近年の設置が見込まれる学校

規模別	学級数	特記事項	学校名
小規模校	1～5	・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある	朝来、 大浦 吉原 、 池内 高野、 岡田 由良川
	6	・複式学級はないが、クラス替えができない規模	三笠、与保呂 志楽、中舞鶴 福井
	7～8	・おおむね 1 つまたは 2 つの学年しかクラス替えができない規模	倉梯第二
	9～11	・半分以上の学年でクラス替えができる規模	明倫
標準規模校	12～18	・各学年 2～3 学級の編制、全学年でクラス替え可能 ・学習活動の特性に応じた集団が編制できる ・同学年に複数の教職員を配置できる	新舞鶴、倉梯 余内、中筋
	19～24	・各学年の学級数がやや多く、教育課程の編制、実施に際し配慮を要する規模	

(2) 中学校

全 7 校のうち、クラス替えができない 3 中学校について、統合を見据えた適正規模化を検討します。

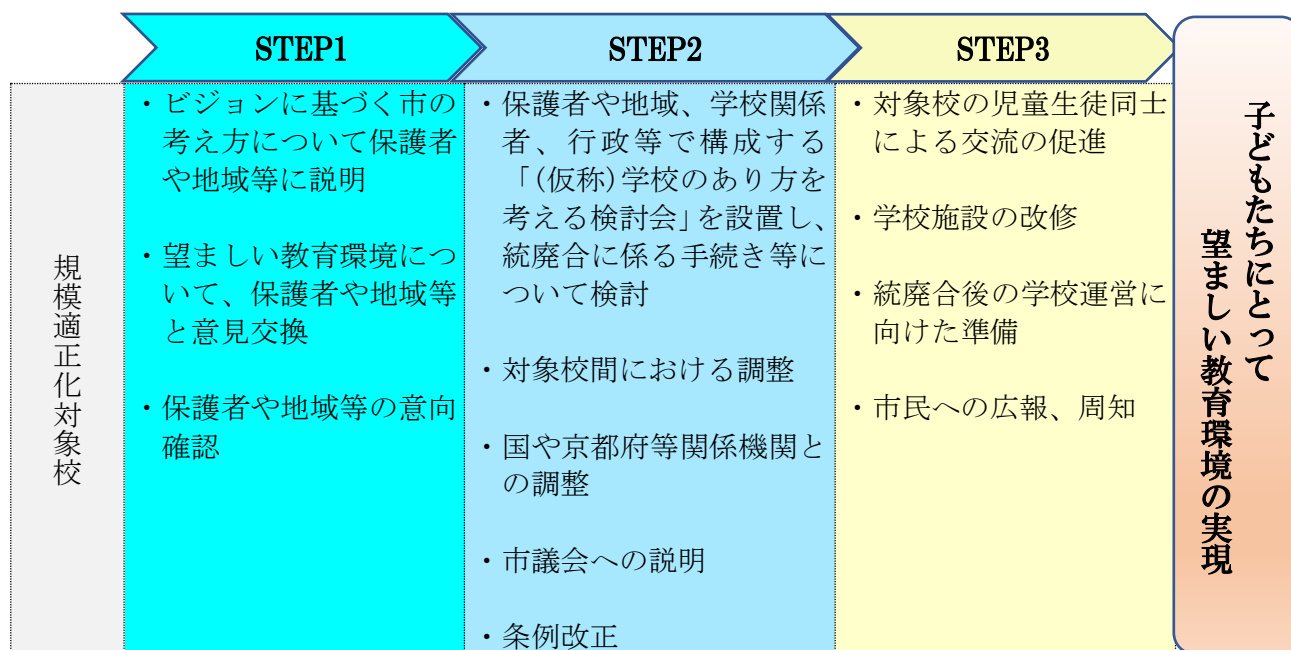
規模別	学級数	特記事項	学校名
小規模校	1～2	・複式学級が存在する規模 ・学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある	
	3	・複式学級はないが、クラス替えができない規模	和田、若浦、加佐
	4～5	・クラス替えができる学年が少ない規模	
	6～8	・全学年でクラス替えができ、同学年に複数教員を配置できる規模	
	9～11	・全学年でクラス替えができ、同学年で複数教員配置や免許外指導の解消が可能な規模 ・全ての授業で教科担任による学習指導を行うためには、学校全体で 9 学級（各学年 3 学級）以上であることが望ましい	青葉、白糸 城南、城北
標準規模校	12～18	・各学年 4～6 学級の編制、全学年でクラス替えが可能	

(注 1) 上表（(1)小学校・(2)中学校）の規模別分類は、令和 27（2045）年度における児童生徒数の予測を、学校教育法施行規則 41 条・79 条及び文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の規模別分類を用いて分類

(注 2) 上表（①小学校・②中学校）の学級数には、特別支援学級数は含めていない。

6 学校規模適正化へのロードマップ

校区内の児童生徒数が減少し、既に複式学級が編制されている学校や今後複式学級の編制が見込まれる学校、また、クラス替えができない規模の学校については、対象校の保護者や地域住民、学校関係者との合意形成を図るとともに、市の関係部署及び京都府等関係機関との調整や、市議会への説明等を行いながら、統合を見据えた学校規模適正化を進めていきます。



※「(仮称)学校のあり方を考える検討会」で合意形成を行うとともに、下記事項等について検討、調整を行う。

- ・ 統合後の学校位置の決定、学校名・校歌・校章・校旗・校則等
- ・ 修学旅行や遠足等の行事、統合対象校の児童生徒交流事業、特色ある教育活動等
- ・ 通学路、通学手段の対策、記念行事、児童・保護者（新入生含む）への説明会、開・閉校式等、その他必要となる事項
- ・ 学用品、教材、教具、備品、図書等の整理・廃棄、他校での利活用等
- ・ 学校史の編さん
- ・ 閉校となる学校の歴史に関わり保存展示すべきものの選定・保存方針
- ・ 統合に向けたスケジュール
- ・ 統合後の学校施設の改修内容
- ・ 廃校となる校舎・土地の跡地利用 等